

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◇ 財形貯蓄はサラリーマンの唯一の非課税枠

Q：友人から、財形というものがあり、その利息には税金がかからないと聞きましたが、どのような内容のものでしょうか。

A：財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄の元本の合計が550万円までの部分に係る利息について、非課税となっている貯蓄です。

【解説】

一般に財形といわれているものには、勤労者財産形成住宅貯蓄と勤労者財産形成年金貯蓄の2種類があり、サラリーマンなどの勤労者が、貯蓄や住宅などの資産形成を計画的に行えるようにつくられた貯蓄制度です。

この財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄の元本の合計が550万円までの部分に係る利息は非課税となっています。なお、財形年金貯蓄だけを行っている場合には、生命保険、損害保険、郵便貯蓄の元本が、385万円までは非課税になります。

ただし、この非課税の適用を受けるためには、次の要件を満たさなければなりません。

- (1) 55歳未満の勤労者が、5年以上の積立期間（年金貯蓄は据置期間5年以内）で結んだ財形契約であること
- (2) 事業主が勤労者の給料から直接天引きして、貯蓄すること

なお、預けたお金を住宅貯蓄、年金貯蓄以外の目的で使用すると、非課税の特別扱いが消えて、普通の預貯金と同じ20%の税率で5年間さかのぼって課税されますので、注意が必要です。

